

軽自動車等の 変更手続きを忘れずに

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等の所有者で次のような場合は、手続きが必要になりますのでお早めにお願います。

- ① 車両の置場が茂原市でなくなったとき
- ② 他人へ車両を譲渡したとき
- ③ 車両を廃棄または解体したとき
- ※原動機付自転車等をリサイクル業者等に依頼して処分する際は、ナンバープレート（茂原市で交付されたもの）を取り外し、廃車等の手続きを行ってから、引き渡してください。手続きを行わないと、納税義務はなくなりません。
- ④ 車両を盗難されたとき（警察署への盗難届けが必要です）
- ⑤ 所有者が死亡されたとき

また、小型特殊自動車（コンバイン、トラクター、フォークリフトなど）は、公道上の走行の有無にかかわらず、所有していれば課税対象となりますので、登録の手続きをしてくださいます。

種別等	手続きをすところ
茂原市ナンバー 原動機付自転車 小型特殊自動車	市民税課 ☎(20) 1577 または在住市町村役場の担当課
上記以外のナンバー (袖ヶ浦) (千葉)	軽自動車検査協会千葉事務所 袖ヶ浦支所 ☎050(3816)3116(音声案内) または管轄事務所
	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2025(音声案内) または管轄事務所

お問い合わせは、
市民税課（2階）
☎(20) 1577、FAX(20) 1609へ。

市有地を一般競争入札で売却します

- | | |
|--|--|
| 1. 茂原市七渡字西中道682番1
【地目】 宅地（現況：雑種地）
【地積】 1427.31㎡
【最低売却価格】 5,138千円 | 2. 茂原市七渡字西中道688番1
ほか2筆
【地目】 雑種地
【地積】 1724.45㎡
【最低売却価格】 6,208千円 |
| 3. 茂原市七渡字西中道689番4
ほか2筆
【地目】 雑種地
【地積】 1484.62㎡
【最低売却価格】 5,344千円 | 4. 茂原市七渡字西野中3873番4
ほか1筆
【地目】 雑種地
【地積】 771.41㎡
【最低売却価格】 2,777千円 |
| 5. 茂原市六ツ野字大塚3917番1
ほか2筆
【地目】 雑種地
【地積】 1970.51㎡
【最低売却価格】 13,399千円 | 6. 茂原市東郷字富士見1461番2
【地目】 山林（現況：雑種地）
【地積】 395.89㎡
【最低売却価格】 4,671千円 |
| 7. 茂原市東郷字富士見1480番2
【地目】 山林（現況：雑種地）
【地積】 296.51㎡
【最低売却価格】 3,439千円 | 8. 茂原市東郷字富士見1608番3
【地目】 山林（現況：雑種地）
【地積】 278.35㎡
【最低売却価格】 3,340千円 |
| 9. 茂原市国府関字上田1628番1
【地目】 宅地（現況：雑種地）
【地積】 2193.97㎡
【最低売却価格】 15,357千円 | 10. 大芝土地区画整理事業地内
8街区5
【地目】 宅地
【地積】 777㎡（仮換地地積）
【最低売却価格】 21,212千円 |

【募集要領の配布・入札参加申込み】
3月17日⑩まで
9時～17時（土・日・祝日を除く）
※募集要領は市公式ウェブサイトからもご覧いただけます。
<http://www.city.mobara.chiba.jp/kanzai/>

【入開札日】 3月23日⑩

お申し込み・お問い合わせは、管財課（4階）
☎(20) 1520、FAX(20) 1602へ。

市では、納税の公平性を確保するため、市税の滞納処分として差し押さえた財産を次のとおり公売により売却します。



差押物件の
インターネット
公売を実施

- ◆公売方法
インターネット公売による期間入札※「Yahoo! Japan」が提供する官公庁オークションインターネット公売システムを利用します。
- ◆公売参加申込期間
2月17日⑩13時～27日⑤23時
- ◆入札期間
3月6日⑤13時～13日⑤13時
- ◆公売予定物件
物件≪不動産（土地・建物）
所在≪茂原市茂原字南三貫野
1584番3、9
- お問い合せは、
収税課（2階）
☎(20) 1578、FAX(20) 1609へ。
- ※詳細は市公式ウェブサイト、または官公庁オークションサイトをご覧ください。
- ◆地目・地積≪宅地（現況≪共同住宅 店舗居宅）・354・69㎡（店舗居宅 床面積1階39・74㎡2階36・43㎡）
※公売参加申込にはYahoo! Japan IDを取得する必要があります。